

平成二十一年総務省告示第八十八号（関連情報の構成及び送出手順、PESパケット等の送出手順並びに伝送制御信号及び識別子の構成等を定める件）の一部を改正する告示案新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 関連情報の構成及び送出手順</p> <p>一 共通情報のうち、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（以下「標準方式」という。）第八号第一項に関するもの（以下「ECM」という。）は、番組に関する情報、スクランブルを解くための鍵情報及び受信機のスクランブルを解く機能の強制的な切替えを指令する制御情報とし、その構成及び送出手順は別表第一号に示すとおりとする。</p> <p>二 共通情報のうち、標準方式第八号第二項に関するもの（以下「ACI」という。）は、番組に関する情報、スクランブルを解くための鍵情報及び受信機のスクランブルを解く機能の強制的な切替えを指令する制御情報とし、ACI構成を示すプロトコル番号、スクランブルの運用主体を識別する事業体識別及びACIを含む情報を暗号化するのに用いる暗号鍵を識別する暗号鍵識別を含むものとし、平成十五年総務省告示第三十九号（映像信号のうちセクション形式によるもの及び音声信号のうちセクション形式によるもの送出手順を定める件）第2項に示すモジュールとして伝送するものとする。</p> <p>三、四（略）</p> <p>五 共通情報のうち、標準方式第二十二号の二十四に関するものは、番組に関する情報、スクランブルを解くための鍵情報及び当該情報を示す制御情報（鍵管理システムに共通する情報を除く。以下「ECMM」という。）並びにスクランブルに関する情報のうち鍵管理システムに共通する情報（以下「EIMM」という。）とし、それらの構成及び送出手順は別表第十七号に示すとおりとする。</p> <p>2 PESパケット、セクション形式、TSパケット、IPパケット、TLVパケット、ULEパケット及び圧縮IPパケットの送出手順</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 ULEパケットの送出手順は、別表第十八号に示すとおりとする。</p> <p>七 圧縮IPパケットの送出手順は、別表第十九号に示すとおりとする。</p>	<p>1 関連情報の構成及び送出手順</p> <p>一 共通情報のうち、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（以下「標準方式」という。）第八号第一項に関するもの（以下「ECM」という。）は、番組に関する情報、スクランブルを解くための鍵情報及び受信機のスクランブルを解く機能の強制的な切替えを指令する制御情報とし、その構成及び送出手順は別表第一号に示すとおりとする。</p> <p>二 共通情報のうち、標準方式第八号第二項に関するもの（以下「ACI」という。）は、番組に関する情報、スクランブルを解くための鍵情報及び受信機のスクランブルを解く機能の強制的な切替えを指令する制御情報とし、ACI構成を示すプロトコル番号、スクランブルの運用主体を識別する事業体識別及びACIを含む情報を暗号化するのに用いる暗号鍵を識別する暗号鍵識別を含むものとし、平成十五年総務省告示第三十九号（映像信号のうちセクション形式によるもの及び音声信号のうちセクション形式によるもの送出手順を定める件）第2項に示すモジュールとして伝送するものとする。</p> <p>三、四（略）</p> <p>2 PESパケット、セクション形式、TSパケット、IPパケット及びTLVパケットの送出手順</p> <p>一～五（略）</p>

- 3 | トランスポートフレーム、データチャネルMACプロトコルカプセル及びコントロールプロトコルパケットの送出手順
- 一 | トランスポートフレームの送出手順は、別表第二十号に示すとおりとする。
- 二 | データチャネルMACプロトコルカプセルの送出手順は、別表第二十一号に示すとおりとする。
- 三 | コントロールプロトコルパケットの送出手順は、別表第二十二号に示すとおりとする。
- 4 | 伝送制御信号（標準方式第二十二条の十三第二項に関するものは除く。）及び識別子の構成
- 一～五 | (略)
- 六 | INTの構成は、別表第二十三号に示すとおりとする。
- 七、八 | (略)
- 5 | 伝送制御信号のうち標準方式第二十二条の十三第二項に関するもの及びPPC情報の構成
- 一 | FDMの構成は、別表第二十四号に示すとおりとする。
- 二 | ENLDMの構成は、別表第二十五号に示すとおりとする。
- 三 | OISの構成は、別表第二十六号に示すとおりとする。
- 四 | PPC情報の構成は、別表第二十七号に示すとおりとする。
- 6 | (略)
- 7 | 緊急警報放送メッセージ
緊急警報放送メッセージの構成は、別表第二十九号に示すとおりとする。

- 4 | 伝送制御信号及び識別子の構成
- 一～五 | (略)
- 六、七 | (略)
- 4 | (略)

別表第十二号 記述子の構成

記述子	構成
限定受信方式記述子	別記第 1 のとおり
限定再生方式記述子	別記第 2 のとおり
部分受信記述子	別記第 3 のとおり
地上分配システム記述子	別記第 4 のとおり
衛星分配システム記述子	別記第 5 のとおり
サービスリスト記述子	別記第 6 のとおり
システム管理記述子	別記第 7 のとおり
データ符号化方式記述子	別記第 8 のとおり
カルーセル互換複合記述子	別記第 9 のとおり
著作権記述子	別記第 10 のとおり
緊急情報記述子	別記第 11 のとおり
IP/MACTRIUM 配置記述子	別記第 12 のとおり

別記第 3 部分受信記述子の構成

(略図)

注 1～3 (略)

4 本記述子は、標準方式第 2 章、第 3 章及び第 3 章の 2 第 1 節に規定するデジタル放送において、部分受信部が存在する場合のみ使用するものとし、NIT の記述子 2 の領域で伝送されるものとする。

別記第 4 地上分配システム記述子の構成

(略図)

注 1～6 (略)

7 本記述子は、標準方式第 2 章、第 3 章及び第 3 章の 2 第 1 節に規定するデジタル放送を行う場合のみ使用するものとし、NIT の記述子 2 の領域で伝送するものとする。

別記第 6 サービスリスト記述子の構成

(略図)

注 1～3 (略)

別表第十二号 記述子の構成

記述子	構成
限定受信方式記述子	別記第 1 のとおり
限定再生方式記述子	別記第 2 のとおり
部分受信記述子	別記第 3 のとおり
地上分配システム記述子	別記第 4 のとおり
衛星分配システム記述子	別記第 5 のとおり
サービスリスト記述子	別記第 6 のとおり
システム管理記述子	別記第 7 のとおり
データ符号化方式記述子	別記第 8 のとおり
カルーセル互換複合記述子	別記第 9 のとおり
著作権記述子	別記第 10 のとおり
緊急情報記述子	別記第 11 のとおり

別記第 3 部分受信記述子の構成

(略図)

注 1～3 (略)

4 本記述子は、標準方式第 2 章及び第 3 章に規定するデジタル放送において、部分受信部が存在する場合のみ使用するものとし、NIT の記述子 2 の領域で伝送されるものとする。

別記第 4 地上分配システム記述子の構成

(略図)

注 1～6 (略)

7 本記述子は、標準方式第 2 章及び第 3 章に規定するデジタル放送を行う場合のみ使用するものとし、NIT の記述子 2 の領域で伝送するものとする。

別記第 6 サービスリスト記述子の構成

(略図)

注 1～3 (略)

4 サービス形式識別子は、放送の種類を識別するのに使用する領域とし、次表に示すものとする。

値	割当て
0x00	未定義
0x01	テレビジョン放送
0x02	超短波放送
0x03-0x7F	未定義
0xC0	データ放送
0xC1	TLVを用いた蓄積放送
0xC2	マルチメディア放送
0xC3-0xFF	未定義

5 (略)

別記第7 システム管理記述子の構成
(略図)

- 注1 記述子タグの値は、システム管理記述子を示す 0xFE とする。
- 2 記述子長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
- 3 システム管理識別子は、放送、非放送等を識別するのに使用する領域とし、次のような構成及び割当てとする。

(略図)
システム管理識別子の構成
放送、非放送の種類
(略表)
放送の標準方式の種類別

値	割当て
'000000'	未定義
'000001'	標準方式第6章第2節に規定するデジタル放送

4 サービス形式識別子は、放送の種類を識別するのに使用する領域とし、次表に示すものとする。

値	割当て
0x00	未定義
0x01	テレビジョン放送
0x02	超短波放送
0x03-0x7F	未定義
0xC0	データ放送
0xC1	TLVを用いた蓄積放送
0xC2-0xFF	未定義

5 (略)

別記第7 システム管理記述子の構成
(略図)

- 注1 記述子タグの値は、システム管理記述子を示す 0xFE とする。
- 2 記述子長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
- 3 システム管理識別子は、放送、非放送等を識別するのに使用する領域とし、次のような構成及び割当てとする。

(略図)
システム管理識別子の構成
放送、非放送の種類
(略表)
放送の標準方式の種類別

値	割当て
'000000'	未定義
'000001'	標準方式第6章第2節に規定するデジタル放送

'000010'	標準方式第5章第2節に規定するデジタル放送
'000011'	標準方式第3章に規定するデジタル放送
'000100'	標準方式第6章第3節に規定するデジタル放送
'000101'	標準方式第2章に規定するデジタル放送
'000110'	標準方式第4章に規定するデジタル放送
'000111'	標準方式第6章第4節に規定するデジタル放送
'001000'	標準方式第5章第3節に規定するデジタル放送
'001001'	標準方式第6章第5節に規定するデジタル放送
'001010'	標準方式第3章の2第1節に規定するデジタル放送
'001011' - '111111'	未定義

4 (略)

5 標準方式第2章から第3章の2第1節まで、第4章、第5章第2節及び第6章第3節に規定するデジタル放送並びに第5章第3節及び第6章第5節に規定するデジタル放送のうちTSPacketにより伝送されるものにおいて本記述子を伝送する場合は、PMTの記述子1の領域又はNITの記述子1若しくは記述子2の領域とし、複数の領域で伝送されている場合の有効性は、PMTの記述子1、NITの記述子2、NITの記述子1の順とする。
6、7 (略)

別記第11 緊急情報記述子の構成
(略図)

注1～7 (略)

8 本記述子は、標準方式第2章から第3章の2第1節まで、第4章、第5章第2節及び第6章第3節に規定するデジタル放送並びに第5章第3節及び第6章第5節に規定するデジタル放送のうちTSPacketにより伝送されるものを行う場合のみ使用するものとし、PMTの記述子1の領域又はNITの記述子1若しくは記述子2の領域で伝送される

'000010'	標準方式第5章第2節に規定するデジタル放送
'000011'	標準方式第3章に規定するデジタル放送
'000100'	標準方式第6章第3節に規定するデジタル放送
'000101'	標準方式第2章に規定するデジタル放送
'000110'	標準方式第4章に規定するデジタル放送
'000111'	標準方式第6章第4節に規定するデジタル放送
'001000'	標準方式第5章第3節に規定するデジタル放送
'001001'	標準方式第6章第5節に規定するデジタル放送
'001010' - '111111'	未定義

4 (略)

5 標準方式第2章から第4章まで、第5章第2節及び第6章第3節に規定するデジタル放送並びに第5章第3節及び第6章第5節に規定するデジタル放送のうちTSPacketにより伝送されるものにおいて本記述子を伝送する場合は、PMTの記述子1の領域又はNITの記述子1若しくは記述子2の領域とし、複数の領域で伝送されている場合の有効性は、PMTの記述子1、NITの記述子2、NITの記述子1の順とする。
6、7 (略)

別記第11 緊急情報記述子の構成
(略図)

注1～7 (略)

8 本記述子は、標準方式第2章から第4章まで、第5章第2節及び第6章第3節に規定するデジタル放送並びに第5章第3節及び第6章第5節に規定するデジタル放送のうちTSPacketにより伝送されるものを行う場合のみ使用するものとし、PMTの記述子1の領域又はNITの記述子1若しくは記述子2の領域で伝送されるものとする。

ものとする。

別記第 12 I P / MAC ストリーム配置記述子の構成

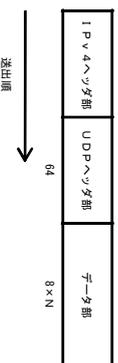


注 1 INT記述子タグの値は、I P / MAC ストリーム配置記述子を示す 0x13 とする。

- 2 記述子長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
- 3 ネットワーク識別子は、ネットワークの番号を識別するために使用する領域とする。
- 4 オリジナルネットワーク識別子は、当該ネットワークの元のネットワークの識別番号を示すものとする。
- 5 トランスポートストリーム識別子は、トランスポートストリームの識別番号を示すものとする。
- 6 サービス識別子は、放送番組番号を識別するのに使用する領域とする。
- 7 コンポーネントタグは、対象とするULEパケットを送送するストリームのタグ値を書き込む領域とする。
- 8 本記述子は、INTの記述子 1 または記述子 3 の領域で伝送するものとする。

別表第十四号 I P パケットの送出手順

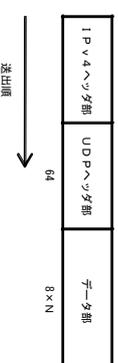
- 1 I P v 4 パケット



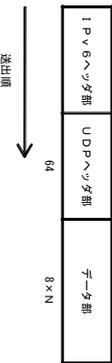
- 注 1 I P v 4 ヘッダ部の構成は、別記第 1 に示すとおりとする。
- 2 UDPヘッダ部の構成は、別記第 2 に示すとおりとする。
- 2 I P v 6 パケット

別表第十四号 I P パケットの送出手順

- 1 I P v 4 パケット



- 注 1 I P v 4 ヘッダ部の構成は、別記第 1 に示すとおりとする。
- 2 UDPヘッダ部の構成は、別記第 2 に示すとおりとする。
- 2 I P v 6 パケット



- 注 1 IPv6ヘッダ部の構成は、別記第3に示すとおりとする。
 2 UDPヘッダ部の構成は、別記第2に示すとおりとする。

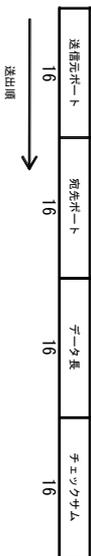
(削除)

別記第1 IPv4ヘッダ部の構成



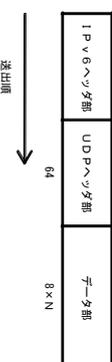
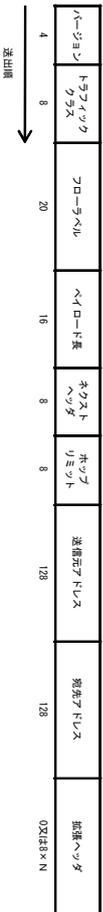
注 各項目はIETF RFC 791に従うこととする。

別記第2 UDPヘッダ部の構成



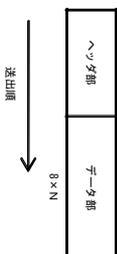
注 各項目はIETF RFC 768に従うこととする。

別記第3 IPv6ヘッダ部の構成



- 注 1 IPv6ヘッダ部の構成は、別記第3に示すとおりとする。
 2 UDPヘッダ部の構成は、別記第2に示すとおりとする。

3 ヘッダ圧縮したIPパケット



注 ヘッダ部の構成は、別記第4に示すとおりとする。

別記第1 IPv4ヘッダ部の構成



注 各項目はIETF RFC 791に従うこととする。

別記第2 UDPヘッダ部の構成



注 各項目はIETF RFC 768に従うこととする。

別記第3 IPv6ヘッダ部の構成

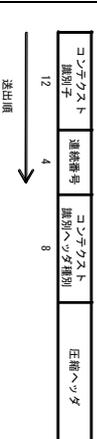


注 各項目は I E T F R F C 2460 に従うこととする。

(削除)

注 各項目は I E T F R F C 2460 に従うこととする。

別記第 4 ヘッダ圧縮した I P パケットのヘッダ部の構成



- 注 1 コソテクス ト識別子は、ヘッダ圧縮をおこなった I P パケットのフロー (I P v 4 パケットのプロトコル又は I P v 6 パケットのネクス トヘッダ並びに送信元アドレス、宛先アドレス、送信元ポート及び宛先ポートの 5 つの領域の値が同一の組み合わせを持つ I P パケットの集合をいう。) を示すものとする。
- 2 連続番号は、同一コソテクス ト識別子を持つヘッダ圧縮した I P パケットの順序を示すものとする。
- 3 コソテクス ト識別別ヘッダ種別は、圧縮ヘッダの種別を識別するために使用する領域とし、その割当ては別記第 5 に示すとおりとする。
- 4 圧縮ヘッダは、 I P v 4 ヘッダ部又は I P v 6 ヘッダ部及び U D P ヘッダ部をコソテクス ト識別別ヘッダ種別に指定される方法で圧縮した情報を書き込むための領域とする。

(削除)

別記第 5 コソテクス ト識別別ヘッダ種別の割当て

コソテクス ト識別別ヘッダ種別の値	割 当 て
0x20	部分 I P v 4 ヘッダ及び部分 U D P ヘッダ
0x21	I P v 4 ヘッダ部の識別子
0x60	部分 I P v 6 ヘッダ及び部分 U D P ヘッダ
0x61	圧縮ヘッダなし
上記以外	未定義

- 注 1 部分 I P v 4 ヘッダは、 I P v 4 ヘッダ部からパケット長、ヘッダチェックサム、拡張情報を除いたものとする。
- 2 部分 I P v 6 ヘッダは、 I P v 6 ヘッダ部からペイロード長を除いたものとする。

3 部分UDPヘッダは、UDPヘッダ部からデータ長及びチェックサムを除いたものとする。

別表第十七号 E C M-M及びE I M-Mの構成及び送出手順

1 E C M-Mの構成及び送出手順

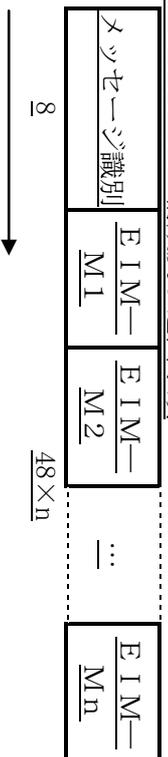


注1 メッセージ識別の値は、E C M-Mを示す 0x01 とする。

2 E C M-Mは、次表に示すものを含む情報により構成されるものとする。ただし、鍵シーケンス識別は、スクランブルの解除に用いる鍵を識別するために使用するものとする。

項目
鍵管理システム識別
事業体識別
鍵シーケンス識別

2 E I M-Mの構成及び送出手順



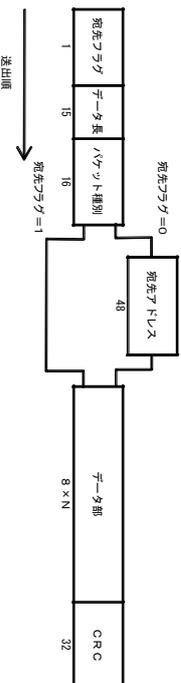
注1 メッセージ識別の値は、E I M-Mを示す 0x05 とする。

2 E I M-Mは、次表に示すものを含む情報により構成されるものとする。ただし、フロー識別は、放送番組を構成する符号化信号を識別するために使用するものとする。

項目
フロー識別
鍵シーケンス識別

偶数・奇数識別
スクランブル種別

別表第十八号 ULEパケットの送出手順

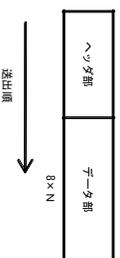


- 注1 宛先フラグは、宛先アドレスの有無を識別するために使用する領域とし、その値は別記に示すとおりとする。
- 2 データ長は、パケット種別より後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
- 3 パケット種別は、データ部に格納するパケットの種別を識別するために使用する領域とする。
- 4 宛先アドレスは、ULEパケットの宛先アドレスを書き込む領域とする。
- 5 CRCは、IETF RFC 4326に従うものとする。

別記 宛先フラグ値

値	説明
0	宛先アドレス領域有り
1	宛先アドレス領域無し

別表第十九号 圧縮 I Pパケットの送出手順



注 ヘッダ部の構成は、別記第1に示すとおりとする。

別記第1 圧縮 I Pパケットのヘッダ部の構成



送信順



注1 コンテックスト識別子は、ヘッダ圧縮を行ったIPパケットのフロー（IPv4パケットのプロトコル又はIPv6パケットのネクス
トヘッダ並びに送信元アドレス、宛先アドレス、送信元ポート及び宛先
ポートの5つの領域の値が同一の組み合わせを持つIPパケットの
集合をいう。）を示すものとする。

2 連続番号は、同一コンテックスト識別子を持つ圧縮IPパケットの順
序を示すものとする。

3 コンテックスト識別別ヘッダ種別は、圧縮ヘッダの種別を識別するため
に使用する領域とし、その割当ては別記第2に示すとおりとする。

4 圧縮ヘッダは、IPv4ヘッダ部又はIPv6ヘッダ部及びUDP
ヘッダ部をコンテックスト識別別ヘッダ種別に指定される方法で圧縮し
た情報を書き込むための領域とする。

別記第2 コンテックスト識別別ヘッダ種別の割当て

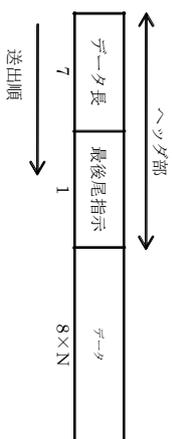
コンテックスト識別 ヘッダ種別の値	割 当 て
0x20	部分IPv4ヘッダ及び部分UDPヘッダ
0x21	IPv4ヘッダ部の識別子
0x60	部分IPv6ヘッダ及び部分UDPヘッダ
0x61	圧縮ヘッダなし
上記以外	未定義

注1 部分IPv4ヘッダは、IPv4ヘッダ部からパケット長、ヘッダ
チェックサム、拡張情報を除いたものとする。

2 部分IPv6ヘッダは、IPv6ヘッダ部からペイロード長を除い
たものとする。

3 部分UDPヘッダは、UDPヘッダ部からデータ長及びチェッ
クサムを除いたものとする。

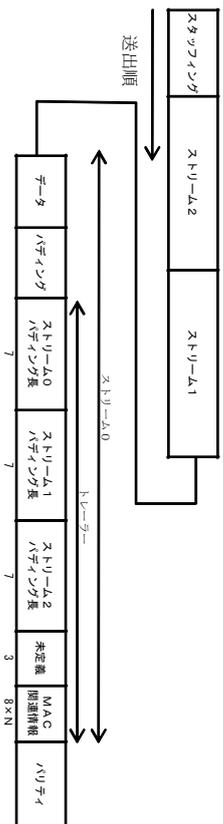
別表第二十号 トランスポートフレームの送出手順



注1 データ長は、最後尾指示より後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。ただし、データが全てパディングである場合は127とし、これ以外の場合は121以下とする。

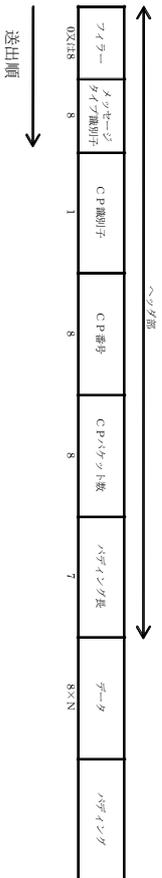
2 最後尾指示は、サービスパケットの最後を含むか否かを示す領域とし、含む場合はその値を1とし、含まない場合はその値を0とする。ただし、データが全てパディングである場合は、1とする。

別表第二十一号 データチャネルMACプロトコルカプセルの送出手順



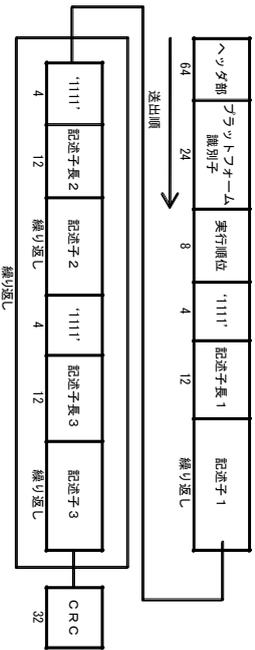
- 注1 ストリーム0パディング長、ストリーム1パディング長及びストリーム2パディング長は、それぞれストリーム0、ストリーム1及びストリーム2に含まれるパディングのバイト数を書き込む領域とする。
- 2 MAC関連情報は、MLC (連続するデータチャネルMACプロトコルカプセルの集合をいう。以下同じ。) に関する情報の伝送のために使用する領域とする。
- 3 未定義は、全て0とする。

別表第二十二号 コントロールプロトコルパケットの送出手順



- 注1 フライラーは、コントロールチャネルMACプロトコルカプセルを構成するために使用する領域とする。
- 2 マルティキャスト識別子は、マルチキャストの種類を識別するために使用する領域とする。
- 3 C/P識別子は、コントロールプロトコルパケットの種類を識別するために使用する領域とする。
- 4 C/P番号は、一のコントロールプロトコルパケットに含まれるマルチキャスト識別子及びC/P識別子と同一のマルチキャスト識別子及びC/P識別子を含むコントロールプロトコルパケットを識別するために使用する領域とする。
- 5 C/Pパケット数は、一のコントロールプロトコルパケットに含まれるマルチキャスト識別子及びC/P識別子と同一のマルチキャスト識別子及びC/P識別子を含むコントロールプロトコルパケットの数を書き込むための領域とする。
- 6 パケット長は、パケットのバイト数を書き込む領域とする。

別表第二十三号 INTの構成

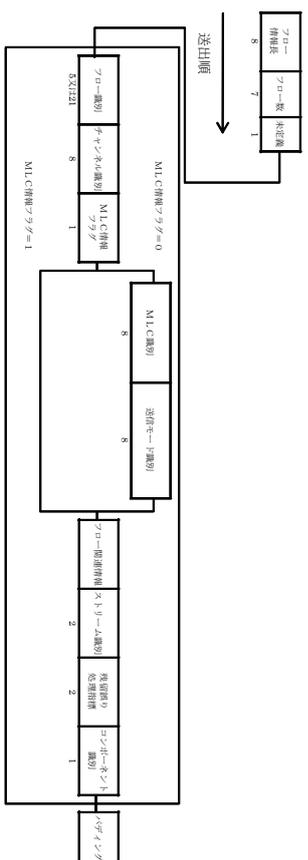


注1 ヘッダ部およびCRCは、別表第六号に示すセクション形式のうち拡張形式とする。

2 ヘッダ部内の「フレーム識別子」の値は0x4Cとし、「フレーム識別

- 子拡張1は、実行種別及びプラットフォーム識別を補助する情報を伝送するために使用する。
- 3 プラットフォーム識別子は、プラットフォームの種類を識別するために使用する領域とする。
- 4 記述子長1、記述子長2及び記述子長3は、それぞれ記述子1の全記述子、記述子2の全記述子及び記述子3の全記述子のバイト長を示すものとする。
- 5 記述子1は、当該プラットフォームに関する記述子を書き込む領域とする。
- 6 記述子2は、受信機を識別する記述子を書き込む領域とする。
- 7 記述子3は、記述子2で指定された受信機に関する記述子を書き込む領域とする。

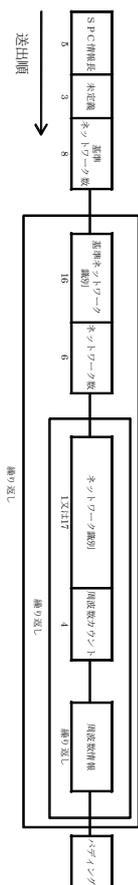
別表第二十五号 FDMの構成



- 注1 フロー情報長は、フロー関連情報のビット数を書き込む領域とする。
- 2 フロー数は、繰り返しの数を書き込む領域とする。
- 3 フロー識別は、放送番組を構成する信号（以下この表においてフローという。）を識別するために使用する領域とする。
- 4 チャンネル識別は、中心周波数及び周波数帯幅を識別するために使用する領域とする。
- 5 MLC情報フラグは、直前の繰り返しとMLC識別が同一であるか否かを識別するために使用する領域とする。値が‘1’の時は同一であることを、‘0’の時は異なることを示すものとする。

- 6 MLC識別は、MLCを識別するために使用する領域とする。
- 7 送信モード識別は、変調方式、誤り訂正内符号の符号化率及び誤り訂正外符号の符号化率の組み合わせを識別するために使用する領域とする。
- 8 フロー関連情報は、フローに関する情報を書き込む領域とする。
- 9 ストリーム識別は、フローが伝送されるデータチャネルMACプロトコルカプセルのストリーム0、1又は2を示すために使用する領域とする。
- 10 残留誤り処理指標は、物理層パケットのデータ部のうち誤りを含むものの扱いに関する情報を書き込む領域とする。
- 11 コンポーネント識別は、16値直交階層振幅変調で使用されるコンポーネントを識別するために使用する領域とする。変調方式が16値直交階層振幅変調の場合において、当該領域の値が‘0’の時はベースコンポーネントのみを、値が‘1’の時はベースコンポーネント及び拡張コンポーネントを使用することを示すものとする。
- 12 パズリングは、FDMのビット長が8の整数倍となるように調整するために使用する領域とし、7ビット以下とする。

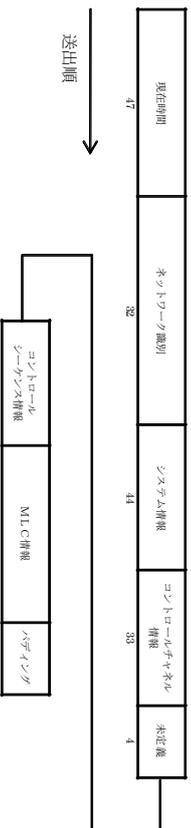
別表第二十六号 ENLDMの構成



- 注1 SPC情報長は、周波数情報に含まれる情報の構成を識別するために使用する領域とする。
- 2 基準ネットワーク数は、周波数情報の基準となるネットワークの数を書き込む領域とする。
 - 3 基準ネットワーク識別は、基準となるネットワークを識別するために使用する領域とする。
 - 5 ネットワーク数は、これより後に続くネットワーク識別の数を書き込む領域とする。
 - 6 ネットワーク識別は、ネットワークを識別するために使用する領域とする。

- 7 周波数カウンタは、これより後に続く周波数情報の繰り返し回数を書き込む領域とする。
- 8 周波数情報は、中心周波数及び当該周波数を用いる送信機に関する情報を書き込む領域とする。
- 9 パディングは、ENLDMのビット長が8の整数倍となるように調整するために使用する領域とし、7ビット以下とする。

別表第二十七号 OISの構成



- 注1 現在時間は、現在時間に関する情報を書き込む領域とする。
- 2 ネットワーク識別は、ネットワークを識別するために使用する領域とする。
 - 3 システム情報は、システムの構成に関する情報を書き込む領域とする。
 - 4 コントロールチャネル情報は、コントロールチャネルMACプロトコルカプセルを受信するために必要な情報を書き込む領域とする。
 - 5 コントロールシーケンス情報は、一のコントロールプロトコルパケットと同一のCP識別子を含むコントロールプロトコルパケットのいずれかに含まれる情報が変更されたことを示すために使用する領域とする。
 - 6 MLC情報は、MLCを受信するために必要な情報を書き込む領域とする。
 - 7 パディングは、OISの長さを調整するために使用する領域とする。

別表第二十八号 PFC情報の構成

パケットタイプ識別	送信機識別	送信機情報	割当て情報	CRC
4	18	21	3	7

送出順
↓

注1 パケットタイプ識別は、送信機情報で伝送される情報の種別を識別

するために使用する領域とする。

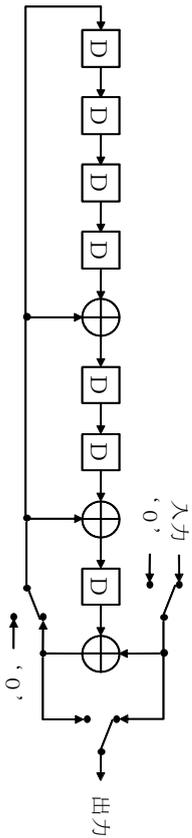
2 送信機識別は、送信機を識別するために使用する領域とする。

3 送信機情報は、送信機に関する情報を伝送するために使用する領域とする。

4 割当て情報は、当該送信機に関する情報が伝送されるPPCシンボルの配置に関する情報を伝送するために使用する領域とする。

5 CRCは、以下に示す生成多項式により生成されるものとし、回路の各レジスタの初期値は‘1’とする。ただし、49ビットを入力した後、スイッチを切替え、7ビットを出力するものとする。

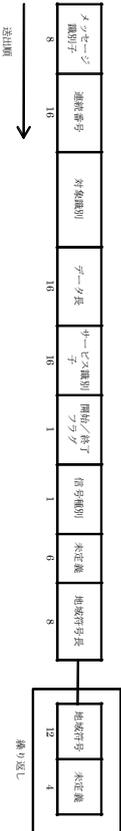
$$\text{符号化生成多項式: } g(x) = x^7 + x^6 + x^4 + 1$$



D: 1ビット遅延素子を表す。

⊕: 排他的論理和の演算素子を表す。

別表第二十九号 緊急警報放送メッセージの構成



注1 メッセージ識別子は、メッセージの種別を識別するために使用する領域とする。

2 連続番号は、緊急警報放送メッセージを識別するために使用する領域とする。

- 3 対象識別は、対象となるエリアを識別するために使用する領域とする。
- 4 データ長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
- 5 サービス識別子は、放送番組番号を識別するために使用する領域とする。
- 6 開始／終了フラグは、緊急警報放送メッセージの送出開始及び送出中の場合は、‘1’とし、終了する場合は、‘0’とする。
- 7 信号種別は、無線局運用規則第138条の2第1項に規定する第1種開始信号を送出する場合は、‘0’とし、同条に規定する第2種開始信号を送出する場合は、‘1’とする。
- 8 地域符号長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
- 9 地域符号は、昭和60年郵政省告示第405号（無線設備規則第9条の3の規定により緊急警報信号の構成を定める件）別表第1号に規定する地域符号を伝送する領域とする。